

健康寿命の延伸と元気で健康的な社会環境を目指す決議

1966年、三鷹市役所は「たばこを吸わない市役所」に代表される職場環境の整備により、庁内での分煙化をいち早く進め現在に至っている。

近年、路上喫煙禁止条例を制定する自治体も出現している。さらに、受動喫煙や歩行たばこによるやけど事故、喫煙が原因の医療費が社会問題となっている。

三鷹市医師会は、東京都医師会とともに最終的には「タバコのない社会」を目指して行動を開始している。

よって、本市議会は、政府及び東京都に対し、子どもたちの健やかな育ちを保障し、健康で文化的な社会の実現を目指して、下記事項を要望する。

記

- 1 たばこ（加熱式等の新型たばこを含む）の、自分や他者に及ぼす有害性及び中毒性について十分な理解を得られるよう啓発活動を強化すること。
- 2 公共の場における実効性のある完全な受動喫煙防止が達成できるように努めること。
- 3 未来の担い手であり宝物である子どもたちに対して、さらなる禁煙教育徹底・充実に努めること。
- 4 家庭内等個人的な環境であっても、家庭内や車内での受動喫煙は有害であることに変わりはない。受動喫煙を子どもたちが受けることは、虐待とも言えることをしっかりと啓発すること。
- 5 公園、広場等子どもがいる場所に喫煙を自粛する旨の看板等を設置すること。

上記、決議する。

平成30年3月27日

三 鷹 市 議 会